

令和5年5月1日

保護者 様

兵庫県立三木高等学校
校長 桂 敦子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(5月8日以降の新型コロナウイルス対応について)

新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このことについて令和5年4月28日に省令が交付され、同年5月8日から施行されることとなりました。本校の新型コロナウイルス対応については下記の通り行いますので、ご了承いただきますよう、ご連絡申し上げます。

記

1 学校における出席停止措置の取扱いに関する事項

(1) 感染した場合

出席停止期間は、発症した後五日間を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでです。

(2) 濃厚接触者の場合

濃厚接触者の取扱いには行ないこととなり、出席停止の対象となりません。

(3) 感染が不安で休ませたい場合

特別な事情等により不安がある場合は、担任に相談してください。

2 学校における感染対策等

(1) 健康チェック

Classiによる健康チェック(体温チェック入力)は終了します。

体調管理については、各自で従来通り行ってください。

(2) アルコール消毒液

教室等に設置している消毒液は撤去します。

廊下の消毒液は、引き続き設置していますので利用してください。

(3) 換気励行

常に窓を開放し空気の入替えを行います。

(4) 手洗い、手指消毒(アルコール消毒)の励行

身の回りを清潔に保つため、引き続き行ってください。

(5) 3密回避

ソーシャルディスタンス等については、常に意識してください。